

役場からのお知らせ

国保・後期被保険者証の有効期限について

現在、被保険者の方がお持ちの国民健康保険被保険者証や後期高齢者医療被保険者証の有効期限の元号は、新元号が決定される前に作成されたため「平成」と記載されておりますが、5月1日以降も新元号に読み替えて、そのまま使用できますので、再交付の手続きは必要ありません。

現在、記載されている有効期限	
国保	平成32年3月31日
後期	平成31年7月31日
読み替え	
国保	(新元号)2年3月31日
後期	(新元号)1年7月31日

※その他の「国保」、「後期」の各種証(限度額適用認定証、高齢受給者証など)についても同様にそのまま使用できますので、再交付の手続きは必要ありません。

問い合わせ先

住民課 保険窓口班

後期高齢者医療健康診査を受けましょう

後期高齢者健康診査は、血液や尿検査などを行い、皆さまがご自身の健康状態を知る良い機会となっています。生活習慣病などが疑われた場合は、早期に再検査や適切な治療を受けることで、病気の重症化を予防することが出来ます。また、健診結果は保健指導などに活用します。

【対象者】

高知県後期高齢者医療の被保険者の方

※長期入院者、施設入所者などは対象外です。(すでに健康状態を把握され、医師や施設管理者などの指導を受けていると考えられるため。)

①アウの方には、受診券を事前送付します。
ア 生活習慣病で通院中でない健診対象者の方
イ 昭和18年4月1日～昭和19年3月31日生まれの方
ウ 平成30年度に健診を受けられた方

②①以外の方は、申し込みにより受診券が発行され、健診を受けることが出来ます。

【自己負担】 無料

【受診方法】

広報誌「ゆとりすと」平成31年3月号に掲載

【持ち物】 被保険者証、受診券、問診票

【検査内容】

- ①身体計測…身長・体重・肥満度を測定します。
- ②血圧測定…血圧を測定します。
- ③血液検査…血糖・コレステロール・肝機能・腎機能・痛風などの検査をします。
- ④尿検査…尿たんばく・尿糖などの検査をします。
- ⑤その他…問診や診察などを行います。

【健診結果】 郵送します。

問い合わせ先

住民課 保険窓口班

人間ドック補助金について

人間ドックを受診した方を対象に、申請により1万円を補助します。ただし、同一年内で受診者1人に対して1回のみです。

※平成30年度に受診された方は、平成31年4月30日までに申請してください。

【対象者】

◆国民健康保険被保険者

◆後期高齢者医療被保険者

【申請に必要なもの】

人間ドック結果表・受診料の領収書・申請書(申請者は、国民健康保険被保険者は世帯主、後期高齢者医療被保険者は本人です。)・印鑑・振込口座(申請者名義)

※人間ドックを、特定健康診査や健康診査と同時に実施できる受診機関(一覽表を受診券と一緒に郵送します。)で受診すると、自己負担額が減額されます。受診される際に、特定健康診査受診券や健康診査受診券、問診票、被保険者証を受診機関へ提出してください。

【申請期限】

受診年度の翌年度の4月末日

問い合わせ先

住民課 保険窓口班

ヘルスメイト養成教室参加者募集

ヘルスメイト(食生活改善推進員)は、地域の健康づくりの輪を広げるために食を通したボランティア活動を展開しています。

不妊症の治療費を助成します

大豊町では一般不妊治療費助成事業を実施しています。不妊症と診断され、医療機関にて一般不妊治療を受けている夫婦が対象となり、その要件は次のとおりです。

【助成対象】

人工授精に要する医療費であり、医療保険各法に基づく給付の対象とならないもの

【助成額】

年度につき、医療機関や薬局などに対し、自己負担額として支払った額または5万円のいずれか少ない金額

【助成期間】

一般不妊治療を開始した日の年度と、その翌年度の2年間

問い合わせ先

住民課 健康づくり班

子宮頸がん予防ワクチン定期予防接種のお知らせ

町内にお住まいの12歳(小学6年生)～16歳(高校1年生)までの女性の方が対象となっています。接種される方はまずお問い合わせください。

問い合わせ先

住民課 健康づくり班

飼い犬の各種届出について

犬の登録・変更・死亡などの届出はお済みですか。

軽自動車税の納期限は5月7日です

軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者に課せられます。納税通知書が届きましたら、必ず納期限までに納めてください。

なお、身体障害者などの方で、一定の要件を満たす場合に限り、申請によって減免を受けることができますので、納税通知書が届きましたら、4月26日(金)までに手続きをしてください。

問い合わせ先

住民課 税務班

土地と家屋の価格などが縦覧できます

土地や家屋に係る固定資産税の納税者は、その価格などを記した帳簿を縦覧することができます。

【縦覧期間】 4月1日(月)～5月31日(金)

【時間】 午前9時～午後5時

※土・日・祝日は閉庁のため縦覧できません。

【縦覧場所】 住民課税務班(役場1階)

問い合わせ先

住民課 税務班

役場からのお知らせ

問い合わせ先

住民課 健康づくり班